

地域・規模および用途による建物制限 — 屋根 —

●表は建築基準法の制限について概略を示しています。より細部に関する建築関係法令や自治体の条例による制限がありますので、可否判断については申請をされる建築主事または民間の指定確認検査機関に事前にご確認ください。

屋根・共同住宅※1

●各認定番号は下表のページを参照してください。

商品	認定	不燃材料	耐火構造	準耐火構造
ROOGA		○	○	○
グランネクスト/カラーベスト		○	○	○

適用可能な建築物の高さ(棟頂部高さ)は、ROOGA、グランネクスト/カラーベスト共に31m以下です。

■屋根耐火構造 □屋根準耐火構造

構造	地域	階数	延床面積 (㎡)	延床面積						
				S≤100	100<S≤500	500<S≤1000	1000<S≤1500	1500<S≤3000	3000<S	
木造	全地域	4階建以上		建物:耐火建築物 屋根:耐火構造						
		3階建		屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)※4						
	防火地域	1・2階建	建物:イ準耐(※2) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品							
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品							
	準防火地域	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥300㎡または延床面積>500㎡⇒建物:イ準耐(※2) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品						
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品							
	法22条区域	1・2階建	屋根材:不燃材料または、法22条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥300㎡⇒建物:イ準耐(※2) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品						
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる							
	その他	1・2階建	規制無し	2階用途床面積≥300㎡⇒建物:イ準耐(※2) 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる						
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:延床面積>1000㎡の場合、上記構造に加えて不燃材料で葺くまたは法22条飛び火性能認定品で仕上げる							
不燃構造	全地域	4階建以上		建物:耐火建築物 屋根:耐火構造						
		3階建		屋根材:該当する地域(法62条、法22条地域)の規制に適合した屋根材(不燃材料、飛び火性能認定品)						
	防火地域	1・2階建	建物:口準耐2号(※3) 屋根材:「不燃材料」または「準不燃材料で法62条飛び火性能認定品」							
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品							
	準防火地域	1・2階建	屋根材:不燃材料または法62条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥300㎡または延床面積>500㎡⇒建物:口準耐2号(※3) 屋根材:「不燃材料」または「準不燃材料で法62条飛び火性能認定品」						
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品							
	法22条区域	1・2階建	屋根材:不燃材料または、法22条飛び火性能認定品	2階用途床面積≥300㎡⇒建物:口準耐2号(※3) 屋根材:「不燃材料」または「準不燃材料で法22条飛び火性能認定品」						
		3階建	【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品							
	その他	2階建	規制無し	2階用途床面積≥300㎡⇒建物:口準耐2号(※3) 屋根材:「不燃材料」または「準不燃材料で法22条飛び火性能認定品」						
		1階建								
3階建		【用途が下宿、共同住宅、寄宿舎の場合】 建物:イ準耐のうち木3共相当 屋根:30分準耐火構造 屋根材:不燃材料または法22条飛び火性能認定品								

※1 建築基準法別表第一(二)項に属する用途の建築物のうち下宿、共同住宅、寄宿舎、病院、児童福祉施設等。

※2 木造で準耐火建築物を造る場合はイ準耐が一般的です。

※3 不燃構造で準耐火建築物を造る場合、口準耐2号が、屋根、外壁の構造の自由度が最も高くなります。

※4 地域が「その他」の場合、耐火構造に加えて、不燃材料または法22条飛び火性能認定品。